

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	地域環境整備対策（荒川ルール）	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫
		担当者名	永澤慎二・永島智行	内線	2813
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	地域環境整備対策費（35-18-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	11 年度	根拠法令等	「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	区内で大規模マンション（延べ面積3,000平方メートル以上かつ高さ10メートル超）が建設される場合において、その建設計画を早期に地域関係者に周知するとともに、地域関係者と事業者とが協議を行うための必要な手続きを定めることにより、建築紛争を未然に防止することを目的としている。				
対象者等	・大規模マンション（延べ面積3,000平方メートル以上かつ高さ10メートル超）の建築主				
内容	大規模マンションの計画の初期段階において開発事業者側の構想が周辺住民に伝わるミニアクセス的な住民参加型まちづくりの仕組みとして「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」（荒川ルール条例）を制定し実施している。（平成18年12月15日制定、同日施行）				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成10年、荒川区荒川1丁目39番に31階建て超高層マンションの建設が計画され、周辺住民は「高さ制限条例の制定」を求める直接請求を平成11年3月に区議会に提出した。直接請求は否決されたが、この問題を契機として「荒川区マンション建設の伴う地域環境の配慮に関する要綱」（荒川ルール要綱）を平成11年11月1日に制定した。 ・上記要綱の対象を拡大し、内容を充実させるため、平成18年12月15日、「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」を制定、同日施行。 ・平成19年5月31日、荒川ルール要綱を廃止。 				
必要性	良質なマンション供給と地域環境の保全と向上のため必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	1,153	1,025	258	258	258	235	875	
決算額（19年度は見込み）	104	125	188	167	41	227		
人件費					3,539	5,225		
【事務分担量】（%）					70	90		
合計（+）	104	125	188	167	3,580	5,452	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	104	125	188	167	3,580	5,452	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	届出件数	2	3	3	3	7	4	
	事業者による説明会回数	2	4	11	8	17	7	
	地域関係者会議の回数	3	7	10	10	27	23	
	アドバイザー派遣回数	0	0	1	1	1	3	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	アドバイザー派遣会	41	アドバイザー派遣会	223	アドバイザー派遣会	833
	旅費	アドバイザー旅費	0	アドバイザー旅費	3	アドバイザー旅費	40
	食糧費	連絡調整会議用賄い	0	連絡調整会議用賄い	1	連絡調整会議用賄い	2

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	建築紛争未然予防割合（％）	66	100	100	100	100	紛争未然予防件数 / 届出件数 19年度は見込み
	事業者による地域要望取入割合（％）	75	86	74	80	80	要望取入項目数 / 要望項目数 19年度は見込み

（問題点・課題） （指標分析）	<p>1. 地域住民と開発事業者との立場と主張の違いの調整が難しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高容積を望む開発事業者とより低層の建物を望む周辺住民との葛藤。 ・住民からの計画変更要求の多くが事業採算性を低下させるもの。 ・様々な住民要望（高さ、日照障害、電波障害、風害、緑地や歩行空間の確保、眺望、プライバシー保護など）の調整。 <p>2. 開発事業者と地域住民との協議・調整期間の長さの問題はないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月間という短期間の間に双方の合意形成を図ることに無理が生じる場合がある。 <p>3. 紛争防止から協働の街づくりへの参加システムへ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランに基づく街づくりを進めるためには、行政と地域住民、開発事業者による協働の街づくりが必要。 ・本条例が単なる敷地レベルの建築紛争防止から地区レベルの建築協定等が結ばれる取組が求められる。
他区の実況	（実施 0 区 未実施 22 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	<ul style="list-style-type: none"> ・建設計画に伴う解体工事のトラブルを防止するため、区が一定のルールをつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事に伴うトラブルでルールの手続きが遅れることを防止できる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きをよりスムーズに行うために、詳細なマニュアルを作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者が変わっても、条例による指導が一定となり、引継ぎも容易にできる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	A	マンション建築紛争を防止するためには、欠かせない制度である。

議（要質問） 況（会質問） 状	<ul style="list-style-type: none"> ・ H16二定 「街づくりと環境配慮の基準について」
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	開発許可制度	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫
		担当者名	阿部正直	内線	2813
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）					
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 43 年度	根拠	都市計画法		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	「土地の利用は公共の利益のため、一定の制限のもとにおかれるべきである」という都市計画法に定められた基本理念のもとに行っている制度で、建築行為を行なうために一定規模以上の土地の区画形質の変更を行うことを規制することにより、無秩序な開発を防止し、良好な都市環境を確保することを目的としている。				
対象者等	主として建築物を建築するため又は特定工作物を建設するために、500㎡以上の土地の区画・形質の変更を行う事業者				
内容	以下の許可基準に適合していると認められた場合にのみ許可をし、良好な都市環境を確保する。 ・許可申請の手続きが、法令等の規定に違反していないこと ・設計が、法令等に基づく技術的基準及び都市計画に適合していること ・申請者に、開発行為を行うために必要な資力及び信用があること ・工事施行者に、開発行為に関する工事を完成させる能力があること ・関係区域及び取付道路等開発許可に関連のある工事をしようとする区域内の土地又は工作物について、開発行為及び関連工事を行う場合の支障となる権利を有するものの相当数の同意を得ていること * 詳細は、荒川区開発許可審査基準に基づき許可を行う。				
経過	昭和43年6月15日 都市計画法公布 以来改正多数 平成12年4月 地方分権に伴い開発行為の許可に関する事務は、区長委任条項から特例条例による委任となる 審査請求 2件（H10・H11） 国・都・区が行う開発行為等についても開発許可の対象となる都市計画法の改正が行われた。（平成18年5月31日公布）				
必要性	都市計画法に定められた事務である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 都市計画課職員による相談・審査・区長許可				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	-	-	-	-	-	-	-
	決算額（19年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-
	人件費					6,895	4,270	
	【事務分担量】（%）					80	50	
	合計（+）	0	0	0	0	6,895	4,270	0
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	6,895	4,270	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	許可件数	3	3	4	4	2	2	1
	開発登録簿写しの交付	1	4	12	17	12	24	6

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	許可までの日数(審査期間)	12日	8日	8日	8日	10日	標準処理期間65日 (5ha未満の場合)

(問題点・課題)	迅速な事務処理を行う一方で、審査請求に対して原告適格を広くとる傾向にあり、法の主旨を十分理解し、許可に当たっての慎重な対応が求められる。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
手引書の改訂	相談業務に有効利用できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	法定事務であるとともに、秩序あるまちづくりを進めていくには必要な事務である。

(状況)	議会要質問状
------	--------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	都市計画審議会運営	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫
		担当者名	永澤慎二	内線	2813
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	都市計画審議会費（35-27-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	47 年度	根拠 法令等	都市計画法	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	都市計画法による権限に属する事項と区長が諮問する都市計画に関する事項について調査、審議・答申すること及び都市計画に関する事項について、必要に応じて建議することで区長が行なう都市計画決定を補完する。				
対象者等	荒川区全域				
内容	<p>1. 審議内容 東京都決定、区決定の都市計画等についての調査、審議、答申または建議する。</p> <p>2. 条例及び規則改正（平成12年4月1日） 地方分権の推進に係る都市計画法の改正に伴い、法律に基づく都市計画審議会としたことにより、条例及び規則を改正した。 （1）構成員（平成12年4月1日） 学識経験者7人 区議会議員5人 関係行政機関の職員3人（東京都、警察、消防） 区民5人 計20人</p> <p>3. 平成12年度から運営要綱及び取扱要領を整備して会議を公開した。</p>				
経過	<p>昭和47年 4月 1日 荒川区都市計画審議会条例施行</p> <p>5月 9日 第1回都市計画審議会開催</p> <p>平成12年 4月 1日 地方分権の推進に係る都市計画法の改正に伴い、条例・規則を改正</p> <p>6月 1日 新たな委員構成による委員の委嘱</p> <p>10月 20日 条例・規則の改正後の第2回都市計画審議会から会議の公開を実施</p>				
必要性	区長が行なう都市計画決定を補完するために必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	1,128	1,221	1,164	1,023	1,111	1,096	1,097
	決算額（19年度は見込み）	449	1,051	975	586	215	618	
	人件費					6,125	2,186	
	【事務分担量】（%）					100	40	
	合計（+）	449	1,051	975	586	6,340	2,804	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	449	1,051	975	586	6,340	2,804	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	開催回数	2	5	5	3	1	3	
	委員平均参加率	90	67	82	70	75		

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	審議会委員報酬	887	審議会委員報酬	523	審議会委員報酬	887
	特別旅費	審議会委員旅費	5	審議会委員旅費	4	審議会委員旅費	6
	食糧費	会議用賄い費	18	会議用賄い費	14	会議用賄い費	18
	一般需用	審議会用事務用品	15	審議会用事務用品	0	審議会用事務用品	0
		会議録速記委託料	164	会議録速記委託料	69	会議録速記委託料	164
		開催会場使用料	22	開催会場使用料	8	開催会場使用料	22

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	審議会開催件数	3	1	4	4	-	必要に応じて開催 19年度は見込み
	案件審議件数	8	0	4	3	-	必要に応じて開催 19年度は見込み

（問題点・課題分析）	審議にあたっては、案件が専門的な面が多く、区民代表の発言が少ない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
審議会前に、区民代表の委員への勉強会を実施する。	審議会の充実が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	都市計画に関する事項を審議するための附属機関として設置する必要があり、重要な役割を担っている。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	都市復興計画		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本 和夫
			担当者名	川原 宏一	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）						
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	13 年度	根拠	荒川区災害対策基本条例		
終期設定	有 無	19 年度	法令等	荒川区震災等による被災市街地復興条例		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]				
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]				
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]				
目的	区は、平成13年10月に被災後の市街地復興を迅速かつ円滑に推進していくため「震災等による被災市街地復興条例」を制定した。その後、この条例の趣旨に沿って平成15年9月に市街地復興の行動手順等を「都市復興マニュアル」として定めた。今後は、演習を通じて同マニュアルの見直しを検討するとともに、復興条例第8条の都市復興基本計画に対応する地区ごとの復興計画案を策定することで、復興に対する備えを進めていく。					
対象者等	大規模な地震の際、大被害が予想される地区					
内容	迅速かつ計画的な都市の復興を進めるには、事前に復興のモデルプランを備えておくことが有効であるため、被害想定に基づき導入可能な整備手法の検討を行う。					
経過	<p>年度</p> <p>9 都市復興マニュアル・生活復興マニュアル策定（東京都）</p> <p>10 都市復興マニュアルに基づく模擬訓練実施・以後毎年実施（東京都）</p> <p>11 荒川区地域防災計画の改訂</p> <p>12 東京都震災対策条例公布</p> <p>13・5月 東京都震災復興グランドデザイン 2月被災宅地危険度判定講習会・以後毎年実施</p> <p>10月 荒川区震災復興条例制定 3月 荒川区災害対策基本条例の改正</p> <p>14・12月 東京都第5回地震に関する地域危険度調査結果公表 3月 東京都震災復興マニュアル改訂</p> <p>15・9月 荒川区都市復興マニュアル策定</p> <p>19・3月 東京都地域防災計画改訂</p> <p>被災宅地危険度判定士 32名（平成18年度末現在）</p>					
必要性	迅速かつ計画的な都市の復興を進めるには、事前に復興のモデルプランを備えておくことが有効である。モデルプランは震災後、地区住民が話し合いを進めるための叩き台となる。					
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）					

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	-	-	-	-	-	-	-
	決算額（19年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-
	人件費					862	1,708	
	【事務分担当量】（％）					10	20	
	合計（+）	0	0	0	0	862	1,708	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	862	1,708	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	地区別復興計画素案作成	0 地区	3 地区	5 地区	7 地区	7 地区	大被害が予想される地区は7

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・復興施策は、都市の復興、住宅の復興、くらしの復興、産業の復興に区分できるが、当区においては を当課が策定しているだけであり、他の復興施策の策定が求められている。 ・被災後、遅滞なく計画素案を住民に合意してもらうには、ある程度事前に情報開示する必要がある。 ・改定作業にとりかかった都市計画マスタープランの中で、平常時のまちづくりと復興計画の考え方との整合を検討する必要がある。
他区の実況	（実施 2 区 未実施 20 区） 新宿、足立

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
復興計画素案の再チェック	経年変化による都市化に合わせた実効性のある素案となる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	災害時に迅速な対応ができる。

議 会 要 旨 （ 要 旨 ） 状	
---	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	土地利用現況調査	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫
		担当者名	入山幸男	内線	2813
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	土地利用現況調査費 35-75-50-01				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠	都市計画法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	経年的に土地の利用現況を調査し、荒川区又は東京都における土地利用計画・都市計画を立案する場合並びに都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）を策定する場合及びまちづくり施策の基礎資料とする。また、荒川区都市計画情報システムに反映させると共に、用途地域をはじめとする地域・地区等を記した都市計画図等を作成する。				
対象者等	区内全ての土地・建築物				
内容	<p>都市計画法第6条の規定に基づき実施するもの 都市計画基礎調査（都市計画法第6条）に関する事務 概ね5年に一回（直近：平成15年度） 土地利用現況調査 都市計画基礎調査のための実地調査 概ね5年に一回（直近：平成18年度）</p> <p>土地利用情報及び用途地域等の都市計画情報を常時管理し、まちづくり施策の基礎資料、18年度都市計画の変更等の事務に対応するもの 用途地域等の都市計画変更に関する事務 随時（大掛かりな変更は数年（概ね8年）に一度 最後は平成16年度） 荒川区都市計画情報システムの管理 通年 荒川区都市計画図の作成・印刷 毎年 荒川区白図の作成・印刷 毎年</p>				
経過	土地利用現況調査（昭和61年度以降5年毎） 都市計画基礎調査（昭和63年度以降5年毎） 用途地域等一斉見直し（平成8・15年度） 荒川区都市計画情報システム導入（平成13年度）				
必要性	・ は、都市計画法第6条に基づき義務付けられているものである。 は、都市計画法に基づき用途地域等の都市計画図書資料となるもの。 ~ は、まちづくり施策等に役立てるためのものである。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 都市計画・土地利用情報システム管理業務委託（18年度委託料 1,449千円） 土地利用現況調査及び都市計画情報システム更新委託（18年度委託料 12,705千円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額	20,209	902	8,740	2,457	1,150	14,224	1,966	
決算額（19年度は見込み）	19,924	901	8,652	1,910	1,124	14,181	1,966	
人件費					4,310	2,562		
【事務分担量】（%）					50	30		
合計（+）	19,924	901	8,652	1,910	5,434	16,743	1,966	
国（特定財源）								
都（特定財源）	5,678		792			4,824		
その他（特定財源）								
一般財源	14,246	901	7,860	1,910	5,434	11,919	1,966	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	土地データ(件数)		42,219	42,219	42,219	42,219	42,219	
	建物データ(件数)		40,891	40,891	40,891	40,891	40,891	
	荒川区都市計画図(部)	2,000	2,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	荒川区白図(部)	100	100	100	100	100	100	100
	区報(発行回数)				3	1		

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用	印刷製本	389				
	委託料	システム管理	735	システム管理	1,449	システム管理	1,524
				土地利用現況調査	12,705		
	手数料			TDM手数料	27		
	使用料					TDM著作物使用料	63

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	都市計画情報システム（GIS）の利用端末数	-	-	-	1	20	20ライセンス取得済み
	データ整備率（％）	100%	100%	100%	100%	100%	平成13年度土地利用現況調査よりデータ整理をシステム化し、整備率は100%（更新は5年毎）

（問題点・分析）	<p>都市計画情報システムは20台まで導入可能なライセンスを得ているが、現有PCの能力上の問題で、台数が限定されており、PCの能力アップが必要である。</p> <p>都市計画情報システムの特性を生かし、法に定める都市計画基礎調査の項目のデータ整備のみならず、まちづくり情報・補助金・道路・公園のデータ等も取り込むことで、総合的な情報システムに発展させていくことで、さらに有効活用できる。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
都市計画情報システムについては、新規情報を追加できる機能を新たに設置し、まちづくり情報のデータベース化の推進を図る。	様々な事業について、必要な情報がリアルタイムで取り出すことができる。
導入PCを増加させる。	稼動数を増やすことにより、職員がこのシステムを利用する機会を増加させ、有効利用を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	土地利用現況を把握することは街づくり事業策定等に役立つ

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	荒川区市街地整備指導要綱	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫
		担当者名	阿部正直	内線	2813
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）					
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 52年度	根拠法令等	荒川区市街地整備指導要綱		
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	一定規模以上の建築物の建設等に関して荒川区のまちづくり施策との整合性をはかるため、必要な事項を定め、当区における市街地の秩序ある整備を促進するとともに、生活環境の向上と公共公益施設等との調和を図る。				
対象者等	次の建設事業 計画戸数15戸以上の集合住宅 店舗等併用型集合住宅で延床面積1,000㎡以上のもの 6棟又は6戸以上の住宅建設 施行区域面積350㎡以上の土地での宅地開発 都市計画法第29条の開発行為に該当するもの 延床面積1,500㎡以上の建築物 その他区長が認めたもの				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行区域面積に応じた道路の整備 ・ 施行区域面積に応じた緑地等（地上部及び屋上部）の整備、 駐車・駐輪施設の設置 ・ 防火水槽の設置等、防災対策の実施 ・ ゴミ置場、リサイクル物品保管場所の設置 ・ 電波障害対策の実施及び建物内CATVの導入 ・ 居室面積・天井高の制限等居住環境の充実 ・ 近隣関係住民への建設計画の説明等紛争の防止、近隣関係住民との調和の配慮 ・ 景観への配慮・ 土壌汚染の調査 				
経過	昭和52年11月1日制定以降、11回改正 最終改正 平成13年 4月1日				
必要性	事前相談及び各種の規定を設け、市街地の秩序ある整備を促進する必要がある。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 都市計画課職員による、事前相談、審査、協定締結、協定履行確認				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額（19年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-	
人件費					8,619	7,686		
【事務分担量】（%）					100	90		
合計（+）	0	0	0	0	8,619	7,686	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	8,619	7,686	0	
実績の推移	事項名							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
事前相談（同一箇所複数相談含）	68	73	75	82	78	55	21	
事前申出書提出(件)	32	33	33	45	47	55	21	
協定締結(件)	19	20	18	28	34	16	0	
協定履行確認(件)	15	17	14	14	10	5	0	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	協定締結率（％）	28/45 = 62	34/47 = 72	19/47 = 40	-	100	各年度中に締結すべきもの。 事前申出書の提出は前年度を含む。
	協定履行率（％）	14/18 = 78	10/11 = 91	5/16 = 31	-	100	当該年度に履行すべきもの。 締結は前年度・前々年度あり。

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・時代背景、経済状況、区の都市整備方針に沿った改正が常に必要である。 ・都内各自治体においては、要綱行政から転換し、強制力を強めるため、条例化の傾向にある。しかし、条例化すると要綱ならではの、きめ細かな規定を設けられない。 ・実効性を担保するために、重要な項目については条例化が必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 条例化実施済みの区あり(11区)

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
要綱の一部改正	区のまちづくり事業との整合性が図られる。
条例化の検討	一定の強制力により、実効性が強化される。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	A	区のまちづくり施策に合わせた開発誘導は不可欠である。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	魅力ある都市景観づくり	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫
		担当者名	永澤慎二・菊嶋信一	内線	2813
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）					
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 6年度	根拠	荒川区市街地整備指導要綱		
終期設定	有 無 21年度	法令等	景観法・都景観条例		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	都市景観形成の総合的・計画的な推進を目的とした荒川区都市景観基本方針に基づき、区の景観形成ガイドラインを踏まえ、一定規模以上の建築物の建設に際して、周辺環境との調和や景観への配慮など魅力ある景観づくりを推進する。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の建築物の建築主 ・宅地開発を行う事業主 				
内容	<p>1. 荒川区景観形成ガイドラインに沿って、景観形成の適切な誘導を図る。 荒川区景観形成ガイドラインの窓口配布等</p> <p>2. 荒川区市街地整備指導要綱を一部改正（平成11年12月1日）し、一定規模以上の建築物に対して、届出制度を実施。</p> <p style="text-align: center;">手続きフロー：事業者が建築計画立案 窓口事前相談 チェックシートの作成 事前申出 受理</p>				
経過	<p>平成6年度 平成7年度 平成8-10年度 平成11年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観基礎調査 ・景観基本方針策定調査 ・景観基本方針案検討 ・景観基本方針策定、事前申出制度開始 ・日暮里富士見坂から将来にわたって富士山が眺望できるように、東京都及び関係機関に働きかけることを求める陳情（平成11年度第25号陳情） <p style="text-align: right;">都市景観基本方針検討委員会設置 景観基本方針策定委員会設置</p>				
必要性	生活環境の質の向上を求める区民にとって、都市景観づくりは重要な要素である。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		(単位：千円)						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	-	-	-	-	-	-	-
	決算額（19年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-
	人件費					1,962	3,040	
	【事務分担量】（％）					30	50	
	合計（+）	0	0	0	0	1,962	3,040	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	1,962	3,040	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	景観チェックシート提出件数	26	26	26	38	45	55	
	指導要綱届出件数	32	33	33	45	47	55	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	景観計画策定	-	-	-	0	100	
	景観条例制定	-	-	-	0	100	
	チェックシート提出率（％）	84	85	100	100	100	チェックシート提出件数/届出件数

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・荒川区市街地整備指導要綱の対象となる事業者には、平成11年12月1日から事前申出書の提出の際に、景観チェックシートの提出も義務付けている。そのため、事業者側には概ね浸透してきている状況である。 ・今後は、街づくりを総合的かつ計画的に進めていく上で、景観づくりは大変に重要な要素である。また、平成17年6月の景観法の全面施行に伴い、より景観に配慮した街づくりが求められる。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 20 区 未実施 2 区）</p> <p>条例制定：8区（新宿区、豊島区、北区、千代田区、文京区、台東区、江東区、世田谷区）</p> <p>要綱制定：2区（港区、足立区）</p> <p>基本計画、ガイドライン等策定：20区（条例・要綱制定区を含む）</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	景観実態調査の実施	景観計画策定や景観条例制定の基礎資料となる。
	景観形成ガイドラインの周知及び実効性の担保	街並みや地域性などに配慮した事業計画に誘導することにより、魅力ある景観づくりが図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	A	生活環境の質の向上が求められ、景観に対する民意も高まりつつある。

議会議決（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> ・14年一定 「南千住東地域の景観形成について」 ・16年三定 「街の景観や賑わいに配慮した高架下（京成線・藍染川沿道）利用について」 ・17年四定 「景観条例の制定について」「富士見坂の眺望を風景遺産について」
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	西日暮里駅周辺地区事業化検討	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本 和夫
		担当者名	川原 宏一	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）					
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	6 年度	根拠	都市計画法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	都市計画マスタープランでは、西日暮里駅周辺地区を日暮里広域拠点の一つとして「日暮里・舎人線の導入を契機に土地利用の高度化を図り、商業・業務機能の集積及び基盤施設の整備を促進すべき地域」と位置付けている。そのため、駅周辺にふさわしいまちづくり事業を検討する。				
対象者等	道灌山中学校跡地を含み、鉄道敷きと幹線道路に囲まれた地域(西日暮里五丁目25、29～37番)				
内容	<p>[状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日舎ライナー導入による用地処理に伴う建築物の建替えは、ほとんどが単独建替えだった。 ・地域内の公共施設には道灌山中跡地の他にひぐらし保育園、西日暮里在宅高齢者通所サービスセンターがある。 ・道灌山中跡地はNSO、フィルムロケーション、駐車場、駐輪場、地域開放用体育館等として暫定利用されており、まちづくり事業にむけた動きが顕在化していないことから、暫定利用を継続(平成22年3月まで)している。 ・西日暮里はJR、東京メトロ、日舎線及び都バスの交通結節点であることから、結節点機能及び駅前にはふさわしい空間整備が求められる。 ・対象地域においては、道灌山通り沿いの部分だけが外部とのアクセスが可能であるが、そこは既に土地の高度利用が図られている。 ・日暮里舎人ライナー開業による人の流れの変化を機に地元に入り、条件整備やまちづくり機運の醸成に努め、事業化に向けた検討を開始する。 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 8年度 西日暮里駅周辺事業化推進地区検討調査 ・平成 9年度 東西地区開発研究会発足（東地区：正式な会員募集まで至らなかった） （西地区：会則案を作成した） ・平成12年度 道灌山中学校跡地利用方針決定 ・平成13年度 西日暮里スタートアップオフィス開始（同年10月～） ・平成14年度 日暮里駅周辺のまちづくりの動向を見据え、それとの整合を図りながら計画を進めることとし、委託費は執行せず（政策企画課） ・平成15年度 所管が都市計画課に変更、委託費未執行。 ・平成16年度 街づくりを誘導する時期は、新交通開業時とする都市整備部の方針を決定 ・平成17年度 暫定利用期間の2年間延伸（～20年3月）を決定 ・平成18年度 地元有志により街づくり協議会発足 ・平成19年度 暫定利用期間の2年間延長（～22年3月。さらに1年延長の可能性あり） 				
必要性	・西日暮里はJR、東京メトロ、日舎線及び都バスの交通結節点であることから、結節点機能及び駅前にふさわしい空間整備が求められる。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 実施の際は、調査委託を予定				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額（19年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-	
人件費					862	854		
【事務分担量】（%）					10	10		
合計（+）	0	0	0	0	862	854	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	862	854	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	まちづくり事業の立上げ	-	-	-	-	100%	地元気運醸成 勉強会 協議会 事業化案決定

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・日暮里のまちづくり（再開発3地区、交通結節点ほか）の進捗状況やコンセプトの整合をはかりつつ、道灌山中跡地や区立施設を含めた街づくりについての検討が必要な状況にある。 ・まちづくりは、地元の盛り上げを区が支援する形で進んでいくことが望ましい。 ・まちづくり協議会は、アンケートの配布・集計を行い、その結果を区に報告してきたが、意見はまちまちである。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
地元有志による勉強会等への支援	地元のまちづくり機運が高まる。
区により意向調査を実施する。	日暮里・舎人ライナー開業後の地元意向が把握できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	住民の機運が低いとともに地形上アクセスルートが限られ、検討に時間がかかる。

議会議決（要旨）	<p>H17二定 道灌山中跡地の活用を含めた再開発に対する区の見解を問う</p> <p>H17四定 道灌山中跡地、日舎線駅のバリアフリー、駅前自転車駐車場</p>
----------	---

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	西日暮里三丁目まちづくり計画検討	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本 和夫
		担当者名	川原 宏一	内線	2 8 1 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	街づくり推進事業費（都市計画課）（35245001）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	17 年度	根拠		
終期設定	有 無	20 年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	西日暮里三丁目地域内の都市計画道路が、見直し候補区間に位置付けられたことを受けて、平成17年度から、同地域の歴史的・文化的資産を生かしたまちづくりについて、観光の視点も加えながら地域住民とともに検討し、都市計画道路の見直しと併せて、地域のまちづくり計画を策定する。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内の見直し候補区間所在はいずれも西日暮里三丁目地域（面積13.5ha、約千世帯2,000人）内 路線名 補助92号線 補助188号線 施行主体 東京都 荒川区 計画幅員 20～22m 6～15m 現況 区内は未整備 夕焼けだんだんを除きほぼ完成形 ・ 西日暮里三丁目地域は、富士見坂・ひぐらしの布袋・延命院貝塚・延命院の大椎など、歴史的・文化的資産があり、これらを生かし、かつ谷中地区との一体性を考慮した保全系のまちづくりを検討する。 				
内容	平成17年度	まちづくりの必要性について住民説明会を実施 まちづくりに対する住民意向調査の実施 地元まちづくり組織の立上げ支援			
	平成18年度	まちづくり協議会の設立及び運営支援（11回開催） 検討テーマ「地域課題整理」「地域交通」「街並み・街づくり」 まちづくりニュースの発行・配布（第1～6号発行・全戸配布）			
	平成19年度	まちづくり協議会における勉強会 検討テーマ「安全・安心まちづくり」「計画素案の作成検討」 まちづくりニュースの発行・配布 まちづくり計画素案説明会 計画素案に対する住民意向調査			
	平成20年度以降	まちづくり計画策定 東京都と都市計画道路変更協議			
経過	昭和56年	第一次事業化計画			
	平成3年	第二次事業化計画（～平成15年度）			
	平成15年度	日暮里・谷中地区道路ネットワーク検討調査委員会（東京都主催、荒川区、台東区）			
	平成16年3月	第三次事業化計画「区部における都市計画道路の整備方針」策定（東京都・特別区） この中で都市計画の見直し候補区間として5路線が選定された			
必要性	アンケート調査（平成18年1月、全戸配布、回収率23%）では、7割が都市計画道路の見直しの必要性を感じており、地域住民主体の地域特性を生かしたまちづくり計画の検討を支援する必要がある。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） まちづくり協議会の運営支援を中心に業務委託を実施する。				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	-	-	-	-	2,316	4,801	4,800
	決算額（19年度は見込み）	-	-	-	-	2,288	4,787	4,800
	人件費					4,310	5,124	
	【事務分担量】（%）					50	60	
	合計（+）	0	0	0	0	6,598	9,911	4,800
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	0	6,598	9,911	4,800
	実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
まちづくり計画作成業務委託						2,288	4,787	4,800

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	13委託料	計画作成業務委託	2,288	計画作成業務委託	4,787	計画作成業務委託	4,800

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	まちづくり計画の策定	-	0 %	10 %	20 %	100 %	都市計画決定が目標
	まちづくり協議会の活動状況	-	準備会 開催	11回	10回	6回	住民の関心度を示す指数 計画策定後も活動継続が理想
	都市計画道路の見直し	-	0 %	0 %	0 %	100 %	都市計画変更手続き完了が目標

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・単なる都市計画道路の廃止でなく、交通体系等の街づくりを将来的に担保する計画が必要である。 ・協議会員における自らがまちづくりを考える意識が向上しない。 ・今後、地区計画を都市計画決定していくことに向け、地権者との情報交換を進めていく必要がある。 ・当区の計画内容は、下記の谷中地区の事情や地区の一体性を考慮して定める必要がある。 ・都市計画道路の見直し作業について、東京都都市整備局と役割分担を明確にしていく必要がある。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施区 未実施区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台東区側では、平成13年度から地元住民により谷中地区まちづくり協議会が活動しており、行政も密集事業やまちづくり交付金事業を進めている。地区内は開発系と保全系に意見が分かれていると聞いており、都市計画道路の見直しについての議論も進んでいない状況にある。

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
都市計画道路の見直し作業について、東京都都市整備局と役割分担を明確にすべく事前に調整を行う。	見直し作業実施時にスムーズに行うことができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	地域住民が自らの手で自らのまちの将来計画を策定する、荒川区において初めての取り組みであり、今後のまちづくり手法のモデルとなる。

議会議決要旨	H17四定 補助92号線の見直しについて見解を問う
--------	---------------------------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	都市計画マスタープランの策定	部課名	都市整備部 都市計画課	課長名	山本和夫
		担当者名	菊 嶋 信 一	内線	2 8 9 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	都市計画マスタープラン策定費（35-79-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	17 年度	根拠	都市計画法第18条の2	
終期設定	有 無	20 年度	法令等	（市町村の都市計画に関する基本的な方針）	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	新たな基本構想の策定を踏まえ、区の街づくりの指針となる都市計画マスタープランを新たに策定する。				
対象者等	区民及び事業者をはじめ、区の各街づくり施策担当				
内容	都市計画法の改正を受けてH9年3月に策定した「荒川区都市計画に関する基本的な方針」（都市計画マスタープラン）が10年度目を迎え、社会状況の変化、街づくりに関する諸事項の変遷により、現状に一致しない事項や新たな課題が出てきている。 H18年度に策定された「荒川区基本構想」及び広域自治体としての方針である「東京都都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」の内容も反映した新たな都市計画の方針を策定する。 H19年度末までに中間素案を策定し、H20年度完了を目指す。				
経過	H 8年度、現行の都市計画マスタープラン策定 H17年度、基礎資料となる他の自治体の取り組み状況の調査等実施 H18年度、区の策定方針検討のための資料作成、委託業者選定プロポーザル実施 H19年度、コンサル委託、現行の都市計画マスタープランの検証作業中				
必要性	建て替えや高層化等による都市の更新、高密度化が無秩序に行われるのを防ぐと共に、健全かつ適正な都市の発展を誘導するために、区の街づくりの基本的な方針となる都市計画マスタープランの時代に即した見直しを行うことが必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 一部委託：コンサルティング業務委託（委託先はプロポーザル選定による）				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	-	-	-	-	-	-	10,000
	決算額（19年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	9,818
	人件費	/				4,310	4,234	/
	【事務分担量】（%）	/				50	100	/
	合計（+）	0	0	0	0	4,310	4,234	9,818
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
	一般財源	0	0	0	0	4,310	4,234	9,818
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	委託業者選定プロポーザル						完了	
	策定業務委託							完了
	策定作業							実施中

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
						策定業務委託	10,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	区の策定方針の決定	-	-	50	100	-	H19年度当初のコンサル委託時までに方針を決定
	住民からの意見収集	-	-	20	80	100	アンケート、ワークショップ、パブリックコメント等による意見集約
	最終案の策定及び決定	-	-	-	50	100	H19年度末には最終素案を策定

（問題点・課題）	<p>課題</p> <p>1) 素案の策定過程で、多種多様な生活形態の区民から意見を出してもらうための手段（アンケート、広報、ホームページ、説明会、公聴会、検討会、ワークショップ）及び仕掛けづくりが難しい。</p> <p>2) 都市計画マスタープランの内容で、具体性の面でどのレベルまで捕らえるか、また区民をはじめ関係職員から出された意見の集約及びプランへの反映の仕方が難しい。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 6 区 未実施 16 区）</p> <p>改正を行った区 新宿区（H8 - H20）、台東区（H6 - H18）、世田谷区（H8 - H17）、杉並区（H9 - H14）、豊島区（H12 - H16）、足立区（H6 - H18）</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	特になし	特になし

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	現行の都市計画マスタープラン策定時のH8年度から現在までに、まちづくりを取り巻く環境は地区計画等への区民参加や都市景観の保全などの面で大きく変化しており、区のまちづくり施策の指針となる当マスタープランの改正は早急を実施する必要がある。

況議 （要質 旨問 状）	<ul style="list-style-type: none"> ・15二定 「都市計画マスタープランの見直しについて」 ・18一定 「都市計画マスタープランの見直しについて」 ・19二定 「新たな都市計画マスタープランの考え方について」
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	区民の手によるまちづくりの支援	部課名	都市整備部 都市計画課	課長名	山本和夫
		担当者名	菊嶋信一	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）					
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	21 年度	根拠	都市計画法、荒川ルール条例、市街地整備指導要綱等	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民が自主的にまちづくりを行うため、地区計画制度を活用し易くするための仕組みづくり ・ まちづくり施策に区民の意見を反映するための総合的な仕組みづくり ・ 区民参加のまちづくり実現のための、街づくり条例の制定 				
対象者等	区民				
内容	<p>区民が地区計画制度を活用し易くするための仕組みづくり 区民が主体となってまちづくりを考える手法である地区計画制度の導入を検討している西日暮里三丁目の検討経過等を踏まえ、地域住民に真に必要な情報等を反映した地区計画の手引きやガイドを作成すると共に、初期の各種相談に即時に対応できる体制の整備及び検討段階における支援の検討を図る。</p> <p>まちづくり施策に区民の意見を反映するための総合的な仕組みづくり 再開発事業の施行主体である組合若しくは協議会や密集住宅市街地整備促進事業による連絡会、区政改革懇談会の委員等、各施策を通して関わりのある住民やグループの各種情報の一元化とそのセキュリティシステムの確立及び関連データのまちづくりへの活用を検討する。</p> <p>区民参加のまちづくり実現のための、街づくり条例の制定 荒川区基本構想が示す区民の主体的なまちづくりへの参画を実現するため、以下の事項に留意した街づくり条例を制定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区の街づくりの基本的な理念 ・ 現行制度の体系化 ・ 区民主体の街づくり（地区計画など）のルール化 ・ 街づくりに関する団体、NPOなどへの支援 				
経過	中低層市街地における高層マンションの建設などにより、それまでの住環境に即しない無秩序な開発が多発しており、それらの周辺住民の防衛意識の高まりと共に良好な住環境の保全や推進への関心が高まりつつある。				
必要性	基本構想の基本理念にある区民の主体的なまちづくりへの参画の実現及びマンション建設反対運動などをきっかけとする住民の街づくり活動への支援など、区民の手によるまちづくりの支援制度の整備が必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 都市計画マスタープランの策定作業における基本的な街づくりの方針が明確化するのを受けて、区民の手によるまちづくりの具体的な支援策や仕組みづくりの検討を進めていき、併せて街づくり条例制定のための実態調査の実施及び住環境の保全等の手法を検討する。				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	-	-	-	-	-	-	-
	決算額（19年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-
	人件費						1,570	
	【事務分担当】（%）						40	
	合計（+）	0	0	0	0	0	1,570	0
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	1,570	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	建築指導事務	部課名	都市整備部建築課	課長名	高木 正人
		担当者名	大西 一郎	内線	2841
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	建築指導事務費（35-09-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	年度	根拠	建築基準法、バリアフリー法、東京都建築安全	
終期設定	有 無	年度	法令等	条例、福祉のまちづくり条例等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	建築物の敷地、構造、設備及び用途等が法令等に適合しているか否かを審査及び検査するとともに、建築物が適正に建築及び維持されるように、違反建築物等の是正、発生防止等の調査及び指導をし、区民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進を図る。				
対象者等	建築物の新築、増築又は改築等を計画する建築主及び既存建築物の所有者等。				
内容	<p>1 建築確認審査及び検査 建築確認の申請に基づき、道路、敷地、建築形態、設備等を建築基準法関係法令との適合を審査、確認及び検査を行なう。</p> <p>2 許可・認定 建築基準法関係法令に基づく許可及び認定。</p> <p>3 融資住宅の審査 住宅金融公庫の融資を受ける建築物を対象に、住宅金融公庫基準、法令等の適合性について書類及び現場審査を行なう。</p> <p>4 建築物の監察 建築物が適正に建築及び維持管理されるように、違反建築物の是正、発生防止等の調査及び指導を行なう。</p> <p>5 各種調査及び証明 建築物の着工、工事完了後の面積、工事費及び建築物の除去等の実体を把握する建築実態統計調査を行なう。また、租税特別措置法に基づく住宅用家屋明、道路位置指定証明を行う。</p>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和25年5月24日 建築基準法制定（11月23日施行） ・ 平成14年7月 建築基準法の集団規定に関し各種制限の緩和が図られるとともに、シックハウスに係る規制を含めた措置が講じられた。 ・ 平成17年9～11月 アスベスト問題、建築確認にかかる構造計算書偽装事件が発生した。 ・ 平成18年6月 建築物の安全性確保を図るため、建築確認・検査の厳格化、構造計算適合性判定、指定確認検査機関業務の適正化、建築士等の業務の適正化及び罰則の強化、図書の保存等建築基準法が強化された。 ・ 平成19年6月 構造計算適合性判定機関が認可される。（11機関） ・ 平成19年6月20日 改正法が施行される。 				
必要性	建築基準法に基づく地方自治体の基本的事務				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	723	473	814	601	2,808	528	15,323	
決算額（19年度は見込み）	612	364	712	456	2,687	490	15,323	
人件費					100,072	100,736		
【事務分担量】（%）					1,190	1,230		
合計（+）	612	364	712	456	102,759	101,226	15,323	
国（特定財源）					690			
都（特定財源）	96	96	95	95	96	96	95	
その他（特定財源）	23,957	19,407	16,068	12,746	1,916	2,227	1,915	
一般財源	-23,441	-19,139	-15,451	-12,385	100,057	98,903	13,313	
実績の推移	事項名							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
建築確認申請数	492	429	373	271	236	240		
違反件数	28	40	47	78	72	116		
証明発行件数	1,478	1,891	1,017	1,366	1,506	2,060		
閲覧件数				673	1,100	1,417		

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）		
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
一般需用	消耗品購入（図書）		176	消耗品購入（図書）	205	消耗品購入（図書）	464	
			1,614					
	役務費 委託料						判定機関への郵送料	60
		特定建築物定期報告	56	特定建築物定期報告	235	特定建築物定期報告		1,515
			耐震強度判定委託等		560			
	備品購入 負担金補	ノート型パソコン		231	支援システム運用協	50		
			支援システム運用協	50				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
完了検査実施率		68%	74%	65%	-	80%	

(問題点・課題)	<p>1 平成17年に起きた構造計算書偽造事件を契機として、建築基準法を始め建築物の安全確保を図るための法律が改正された。その内容は、建築確認・検査の厳格化、指定確認検査機関の業務の適正化、建築士等の業務の適正化及び罰則強化等で、適正な執行が求められる。</p> <p>2 平成11年に指定確認検査機関が設立されて以来、今日まで処分をめぐるトラブルも生じている。建築確認審査体制の見直しが検討されており、指定確認検査機関への指導、監督の強化を図る必要がある。</p> <p>3 建築行政に対する区民の信頼性の回復を図る必要がある。また、平成19年6月からは、構造計算適合性判定機関（11機関）も認可され、建築確認における構造計算の適合性の判定が求められる。</p>
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組み具体的な改善内容	改善により期待する効果
	建築物の安全確保を図るため、建築確認済証の交付時、建築主等に完了検査を受けるよう、前年に引き続き啓発文書を配布する。	完了検査の実施率が高くなることにより、安全性が確保された建築物が増加し、また建築確認の信頼を取り戻すことが期待される。
	建築確認等の受付体制を充実強化し、受付台帳等の電子化等の促進を図るとともに、各種の問い合わせに迅速に対応できる体制の確保を目指す。	建築確認等区民の建築に対する問い合わせに、迅速で的確に対応することにより、建築行政に対する区民の信頼を得る事が期待される。
	指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関との連携体制等の強化について検討する。	建築確認検査体制の改正が行われる中、指定確認検査機関や指定判定機関との連携を密に図っていく必要があり、協議の場を早急に整備することにより、連携がとれるようになる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	A	区民の生命、健康、財産の保護を図るために、建築物の安全性を確保することは重要であり、地方公共団体における基本的な事務で、優先度も高い。

議会議決要旨	
--------	--